

武蔵野市特別職報酬等審議会

答 申 書

令和5年1月

令和4年度武蔵野市特別職報酬等審議会答申

1 はじめに

本審議会は令和4年10月27日、武蔵野市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市議会議員の議員報酬の額、市長、副市長等の給料の額並びに市長、副市長等の退職手当の額について諮問を受けた。本審議会は、都内の他市区における報酬等の状況及び最近の社会経済情勢などに関連する諸情勢について、広範な角度から審議した。

2 審議会における論点

社会経済情勢は、新型コロナウイルス感染症（以下、「感染症」という。）の影響や円安等に起因する物価高騰の状況が続いており、海外経済の動向とあわせて先行きの不透明感が広がっている。

本市の財政状況は、市税収入が堅調に推移しているが、本市の独自策の一つである都市計画税の税率軽減により、令和3年度は都市計画税収が大幅に減少した。企業の業績による変動の大きい法人市民税についても見通しは立ちにくい状況にある。そのほか、社会保障や老朽化施設の更新など、財政支出の増加要因もあり、財政動向に注視する必要がある。

市長及び副市長等の給料の額は、平成23年4月に過去10年間の常勤一般職の減額改定率を反映させ、市長は4万円、副市長は3万5千円、教育長、監査委員は3万円の減額改定が行われた。平成27年4月に教育長の職責の変更に伴い、教育長の給料の額が3万円増額改定されたが、それ以外は現在に至るまで、社会経済情勢などを考慮したうえで据え置きとなっている。

今回は、平成23年度の改定時から現在に至るまでの12年間の常勤一般職の改定率及び、特に令和2年度～4年度の消費者物価指数などに見られる社会経済情勢に鑑みて、反映させるべき要素があるかどうかを議論した。

常勤一般職の給料の額については、前回の審議会以降の東京都人事委員会勧告が、令和3年度はマイナス0.03%と公民格差が小さかったため給料表の改定はなかったものの、本年度はプラス0.20%となったため、給料表のプラス改定が行われた。特別職の給料の額が平成23年度以降据え置きとなっていた12年

間で見るとほぼ横ばいであるとともに、他市との比較においても一定水準にある。

上記を踏まえ、市長及び副市長等の給料の額及び退職手当の額については、積極的に改定する必要はなく、据え置きが妥当との意見が多数であった。

議員報酬については、平成8年度以降改定が行われていないが、議員報酬について議員ヒアリングを実施した中で、議員からは現在の社会経済情勢、市民感情の観点から報酬の額は引き上げるべきではなく、現状維持が妥当との意見が多数であった。

上記を踏まえた審議において、議員報酬については、今後、月額報酬と期末手当を総合的に検討するべきではないかとの意見があった。

また、本審議会の諮問事項ではないが、政務活動費については必要に応じて見直してもよいのではないかとの意見が出た一方で、政務活動費の主な用途である印刷物の印刷・周知等については、工夫の余地があるという意見もあった。

3 結 論

今回の本審議会では、市議会議員、市長、副市長等の特別職の職務職責並びに議員ヒアリングを通して認識した議員の活動などを総合的に勘案し、以下のとおりとすべきとの結論に達した。

市長、副市長等の給料の額及び退職手当の額については、平成23年度の減額改定後の常勤一般職の改定状況及び感染症拡大の影響や円安等による物価高騰に伴う社会経済情勢等を考慮し、また他団体との比較においても均衡を失っていないことから今回は据え置くことが妥当であると判断した。

議員報酬については、感染症拡大の影響や円安等による物価高騰に伴う社会経済情勢や職務及び活動内容等を総合的に考慮し、今回は据え置くことが妥当であると判断した。

4 付記事項

○本審議会は、社会経済情勢や状況の変化に応じ報酬等のあり方を審議するため、引き続き原則2年に1度を目途に定期的を開催すべきとするが、社会経済情勢が著しく変化する場合は、必要に応じて開催すべきことを付言する。

本審議会の審議に参加した委員は、次のとおりである。

会 長	高 橋 勇	(武蔵野商工会議所会頭)
会長代理	森 雄 一	(成蹊大学学長)
委 員	高 瀬 宣 子	(武蔵野市コミュニティ研究連絡会副会長)
委 員	田 辺 安輝子	(元武蔵野市議会副議長)
委 員	田 原 順 雄	(武蔵野市医師会会長)
委 員	徳 竹 正 憲	(武蔵野青年会議所理事長)
委 員	西上原 節 子	(武蔵野市人権擁護委員)
委 員	花 俣 延 博	(武蔵野市商店会連合会会長)
委 員	安 田 大	(税理士)
委 員	吉 川 利之助	(日本労働組合総連合会多摩東部第一地区協議会議長)

審議会は次のとおり開催された。

- 第1回 令和4年10月27日
- 第2回 令和4年11月24日
- 第3回 令和4年12月15日